身延山納骨規定

身延山には納骨の規定があります。この規定は左記の通りです。

①普通納骨　一霊につき　七萬円也
②五ケ年納骨　一霊につき　十五萬円也
③十ケ年納骨　一霊につき　三十萬円也
④二十ケ年納骨　一霊につき　四十萬円也
⑤五十ケ年納骨　一霊につき　六十萬円也
⑥全骨納骨（五十年扱い）　一霊につき　二百萬円也

お骨は分骨に限ります。

全骨です。

※五十年納骨のお骨安置期間は五十年間、回向は永代に渡り行われます。五十年後にお骨は合同供養塔に埋葬されます。全骨もそれに準じます。その他の納骨は安置期間終了と共に法号（戒名）読み上げによる個々の供養も終了となります。

◆普通納骨

普通納骨については、朝勤、昼勤、夕勤（身延山では朝五時半からの朝勤、昼十二時からの昼勤、午後三時からの夕勤が執りおこなわれます）のいずれかに於いて、お塔婆を建立の上、ご回向を申し上げ、お骨は後日、身延山西谷の御廟所にある合同の供養塔に納められます。

◆納骨五ヶ年以上

納骨五ヶ年以上については、身延山規定の白木の位牌・お骨箱（六cm立方）に納め、ご回向の後、久遠寺内の仏殿納牌堂、新納牌堂等に安置されます。

◆納骨十年、二十年、五十年

納骨十年、二十年、五十年に付きましては、日時の指定が出来ます。時間は午前八時、九時、十時、十一時、午後一時、二時、（四時応相談）の何れかの時間で、特別法要を行う事が出来ます。

◇これからご納骨（納牌、納写、遺品等を含む）のご供養をお申し込みになる方は、まずは、お電話をして下さい。又、お申し込みの際には、所定の申込用紙に施主様のご住所、氏名と、亡くなられた方の命日、法号、俗名、続柄等を封書か、ファックスにてお送り頂ければ幸いです。

◆納骨期間

ご納骨を安置する期間は、お申し込みの年数によります。期限が参りますと、身延山よりその旨を郵送にてご通知申し上げます。

※尚、納骨①～⑤は、お墓からの一部、納めている所からの一部で、分骨（六cm四方の箱に収まる量）に限ります。

〒四〇九－二五九三　山梨県南巨摩郡身延町身延三五六七身延山久遠寺　法務部
法務部直通電話　〇五五六－六四－八五六一
ＦＡＸ　〇五五六－六二－一〇九四